

養老町行財政改革大綱

平成18年2月

はじめに

この行財政改革大綱は、養老町議会行財政改革特別委員会及び行財政改革推進本部との協議、一般公募による養老町行財政改革まちづくり委員会からの答申内容を踏まえ、全庁を対象に、行財政改革の基本的な考え方をまとめたものであります。

本町では平成12年に5年を期間として「行政改革大綱」を策定し、①職員の資質の向上と意識改革、②町民と行政の協働体制、③簡素で効率的な行財政運営の推進という3つの基本的視点に立ち、積極的に行財政改革を推進してきました。

ここ数年の社会経済情勢の急速な変化、少子化・高齢化の一層の進展、国から地方への税源移譲・地方交付税・国庫支出金の削減という変化の中、財政運営の健全化を図りつつ、住民皆様の声を取り入れ、簡素で効率的な行財政改革に引き続き取り組み「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりに努めていきます。

そのためにも、町民参加の開かれた町政を目指し、限られた予算で子供や高齢者までの誰でもが元気に楽しく暮らせる「人が織りなす輝くまち養老」の実現に向けて、第4次総合計画「輝きプラン」の諸施策を更に推進していきますので、どうか、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年2月

養老町長 稲葉 貞二

基本的な考え方

町は平成12年より行政改革大綱、実施計画を策定し、行財政改革を推進してきましたが、さらに前例にとらわれることのない思い切った行財政改革が必要です。

そこでまず、歳出全体の見直しなど補助金等10%のスリム化から始め、推進本部、実行委員会と職員一丸となって具体的な実践を積み重ねてきました。市町村合併の論議を経て、地域自治に対する住民の意識は確実に高まり、これからは納税者や利用者の立場に立った行政運営がより強く求められます。町民のニーズを的確に把握し、求められる事業を最小のコストで迅速に実現していけるよう、すべてのシステム、職員の意識、行動を変えていかなければなりません。同時に住民に対して、受益に見合った負担、権利に伴う義務を明確に求め、今まで以上に地域社会に関与しなければならないことを理解してもらう必要があります。

今後は持続可能な行財政の運営への転換を図り、簡素で効率的な行財政システムを確立することが喫緊の課題となっています。

そのためには

1. 事務事業の見直し
2. 組織・機構の見直し
3. 第三セクター等外郭団体の効率的運営
4. 定員管理及び給与の適正化
5. 人材育成及び確保
6. 行政の情報化等行政サービスの向上
7. 公正の確保と透明性の向上
8. 経費の削減合理化等財政の健全化
9. 公共施設の設置及び管理運営
10. 公共工事の見直し
11. 地方公営企業の経営健全化
12. 広域行政の推進

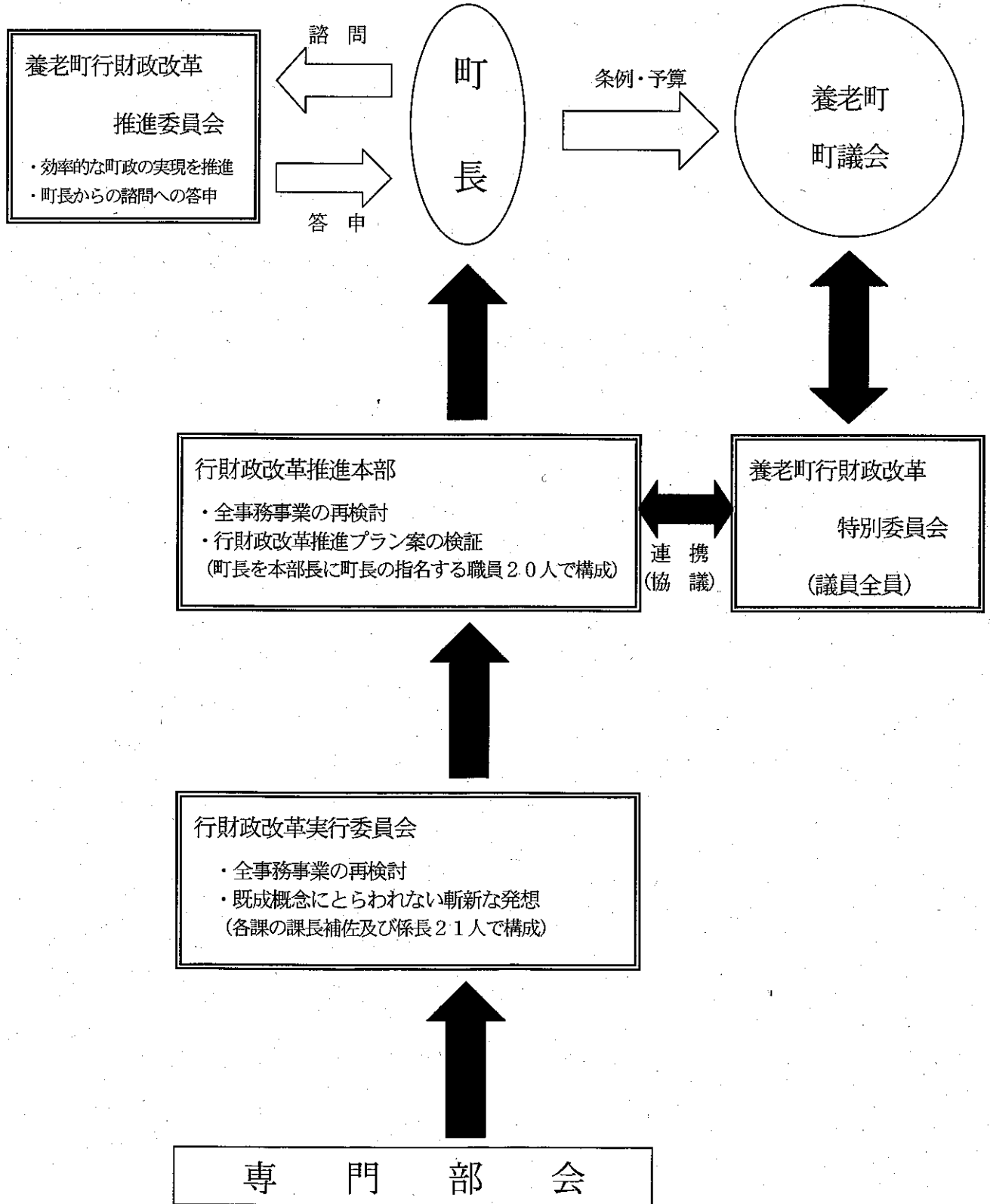
以上の項目を重点事項として、行財政改革を推進するものとします。なお、この改革の実施期間は平成17年より概ね5年間とし、町民の参画をはじめ、議会の理解と協力のもと積極的に推進を図るものとする。

行財政改革の推進体制

行財政改革は将来にわたり持続可能な健全財政を確立し、安定的に住民サービスを提供するためには最重要課題であり、町民の参画や議会の協力のもと、職員一人ひとりが主体となり、また、一丸となって推進していかなければならないものである。

そのため「養老町行財政改革推進本部」を中心とした体制をより強固にし、円滑な行財政改革の推進に努めていくものとする。また、町民に進捗状況を適宜報告し、多面的な観点から意見を求めるとともに、広報誌等により町民に公表していくこととする。

養老町行財政改革推進体制



第1 事務事業の見直し

すべての事務事業について、社会経済情勢の変化及び町民ニーズの多様化への的確な対応、行政の責任領域の範囲、費用対効果、公平性の確保等の観点から常に見直しを行い、継続することに問題があるものについては、従来の取扱いにとらわれることなく、廃止、縮小、統合、代替、簡素化等を進める。

また、新規の補助金等事務事業については、町民ニーズを的確に把握するとともに、将来のビジョンや今後の進め方について十分検討した上で着手することとし、あらかじめ終期設定を行っているものを除いて、着手してから概ね3年後を目途に今後のあり方を再点検する。

1. 事務事業の再編、整理、廃止、統合
2. 行政評価の推進
 - (1) 各課ヒアリングの実施
 - (2) 行政評価制度の運用
3. 新たな行政手法の検討
 - (1) PFI 制度の調査、研究
4. 権限委譲への的確な対応
5. 補助事業（補助金）の見直し
6. 規制緩和要請等による観光事業の活性化
7. だれにでもやさしいまちづくりの推進

第2 組織・機構の見直し

社会経済情勢の変化に伴い、多様化、高度化する町民ニーズに的確に対応することのできる、わかりやすく簡素で効率的な組織・機構の構築を図っていく必要がある。そのため、常に業務等の点検を行いながら、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした組織・機構の見直しに努めていくものとする。

地方分権への対応、少子高齢化、健康福祉、生涯学習等新たな行政課題や多様な町民ニーズに即応するため、総合調整機能の充実や政策意思決定のスピード化など、機能的な組織機構に絶えず見直すとともに、業務が町民にわかりやすいよう、組織・機構の再編を進めます。

また、特定の行政課題に対してはプロジェクトチームの活用など、柔軟な取り組みの検討を進めます。

1. 機動性に富んだ効率的な組織・機構づくり
2. 庁内プロジェクトチーム等の設置、活用
3. 全庁的な応援体制の強化

第3 第三セクター等外郭団体の効率的運営

行政の守備範囲の見直しや、民間協力の導入が大きな課題となり、これにあわせて外郭団体の設立目的や運営方法についても根本的にその見直しが求められるようになってきた。また、地方自治法の改正により、公の施設の運営管理は「指定管理者制度」に移行し、民間企業やNPO法人なども事業に参入できるようになりました。こうした状況の中で、外郭団体に対する経営指導のあり方や経営改革の方向性を明確にし、外郭団体の自立した経営環境の実現に向けて必要な経営改革方策、新たな関係を構築していくことが必要である。

1. 経営改善の推進

第4 定員管理及び給与の適正化

定員管理は行財政改革を推進していく上で重要な柱の一つである。根本的に発想の転換が必要で、退職不補充の代替策というだけでなく、行政運営の効率化、町民サービスの向上という視点から、民間委託等の実施が適当な事務事業については、積極的かつ計画的に導入すべきであると考えます。養老町では今後5年間に、今の職員の15%に当たる47人が退職していきますので、長期的な計画のもと、必要最小限の職員採用を確保しつつ少数精鋭主義を基本に定員管理を推進します。

※定員管理適正化数値目標（純減人数・純減率）

第八次定員モデル試算値（平成16年調査）においては、超過率マイナス1.85でマイナス3人、類似団体職員数についても20人少ない状況であります。さらに、平成11年4月1日から平成16年4月1日における定員抑制についても、スクラップ・アンド・ビルドのもと少数精鋭主義の考えで進んできました。そのことにより、プラン期間内における純減人数は20人、純減率は約6.8%を目標とします。

1. 定員管理の適正

- (1) 定員適正化計画の推進
- (2) 事務量に応じた管理定数の決定

2. 給与等の適正化

- (1) 給与システムの検討
- (2) 臨時職員の活用の見直し
- (3) 退職手当の対応策について調査・研究

3. 能力主義、成果主義による人事制度等の研究・検討

- (1) 地方公務員法を基本とした人事制度の研究

第5 人材育成及び確保

地方分権一括法の施行により、自らの判断と責任において町の実情にあった独自の政策展開が可能になりました。このことは職員の能力や意識の差が自治体の差になることを意味します。

今後ますます多様化、複雑化する行政需要に対処するため、町民の視点に立った感受性豊かな発想力と既存の枠組みや従来概念にとらわれない専門性に裏打ちされた斬新的な能力が必要です。

このため行財政運営の効率化を進める中、町民全体への奉仕者としての自覚を持ち、自主的な職員研修機会の拡充を進め、職員の意識改革の推進を図るとともに、資質の向上、能力開発に努め、グローバルな視点で新しい時代にふさわしい人材の育成、確保を図る。

1. 能力開発の推進

- (1) 研修制度の充実
- (2) 職員の公正な評価制度の検討
- (3) 資格取得に対する評価の検討
- (4) 任用替え（職種変更）制度の検討

2. 人材の育成

- (1) まちづくり活動への参画

第6 行政の情報化等行政サービスの向上

町民サービスの向上を図るため、町民ニーズの把握に努め、職員の接遇能力の向上とスピード化を図るためには、各種事務事業に IT を積極的に活用し、情報化を進め、電子自治体における、窓口サービスのあり方についても検討を進めます。

1. 行政の情報化の推進

(1) 個人情報保護に対応した内部情報システムの充実

2. 地域の情報化

(1) ホームページ、電子メールの活用

(2) 各種申請業務の IT 化

3. 総合行政ネットワークへの取組み

(1) 電子自治体の構築の推進

(2) 情報化社会に適応した担当組織の強化

第7 公正の確保と透明性の向上

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るためには、行政手続制度を適正に運用するとともに、わかりやすい情報等の提供を図る。

1. ホームページ等によるまちづくり情報等の提供
2. 区長会との連携強化
3. 町民参画の推進
 - (1) 女性の参画の推進
 - (2) 公募枠の検討
4. 住民生活支援施策の充実
 - (1) 相談窓口の設置
 - (2) 支援施策の検討
5. 情報公開、個人情報保護の推進

第8 経費の節減合理化等財政の健全化

厳しい財政事情の中、歳入、歳出のバランスを保つには、適正な歳入確保と歳出の合理的縮減が課題となります。このため、財政指標の数値目標を掲げる等、経費の節減合理化と財政の健全化を積極的に推進する。

1. 新たな行政手法の検討
 - (1) PFI 制度の調査・研究

2. 健全な財政運営の推進
 - (1) 財政の健全化
 - (2) 経常経費の節減
 - (3) 借入金の健全化
 - (4) 人件費の総枠管理
 - (5) 使用料、手数料の適正化
 - (6) 遊休地の活用
 - (7) 経年町営住宅の維持管理等の方策

3. 新たな財源の涵養策の検討
 - (1) 産業振興による税収向上策

4. 国、県等の補助制度の有効活用

5. 滞納対策等の強化・推進

(1) 振替納税の推進

(2) 税金滞納者に対する徴収強化

(3) 公共料金滞納者に対する取組みの強化

6. 日常業務における経費の節減

(1) 節約意識の徹底によりムダのない経費節減

7. ライフサイクルコストを考慮した事業計画の推進

(1) 省エネルギーシステム等の活用

第9 公共施設の設置及び管理運営

公共施設の管理運営については、既存施設の有効活用を図るとともに、住民サービスの維持向上及び行政コストの縮減等を図る必要がある。このため、「指定管理者制度」の導入について検討を行い、制度の活用が可能な施設について、順次導入を図る。また、統廃合も考え、地域住民との話し合い等意見を求めることとして、新規の施設整備は事前に必要性の検討など行うとともに、施設の利用方法についても総合的、広域的に検討する。

1. 指定管理者制度の導入
2. 既存施設の有効活用
3. 民営化の検討・推進

第10 公共工事の見直し

常に費用対効果を念頭に置きながら、所要の機能、品質を確保しつつ、公共工事の計画的段階から実施段階に至る幅広い分野においてコスト削減を図り、財政健全化に結びつける。

1. 機能、品質の確保
2. 不正行為の防止

第11 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業は、地域住民の日常生活に必要な不可欠なサービスを提供します。そして、こうしたサービスが安定的に提供できるよう、建設投資の適正な実施や料金設定の適正化など、効率的かつ健全な事業経営を行う必要があります。

また、計画、施工、維持管理といった事業の各段階において、将来の経営目標、経営見通しを継続的に点検、修正していくことが必要です。特に現在供給しているサービス自体の必要性についても検討します。

1. 経営改革の推進
2. 定員管理、給与の適正化
3. 経費節減等の財政効果

第12 広域行政の推進

地方分権の進展や少子高齢化の進行、高度化、多様化する住民ニーズ等、市町村は、解決すべき多くの課題も抱えており、こうした諸課題に対応していくためには、各種の事務について効率化等の見地から広域的な処理を推進する。

1. 広域的な課題についての調査・研究